

令和2年（ワ）第7369号事件 不当利得・損害賠償請求事件

原告 濱中 勇志

被告 株式会社読売新聞大阪本社

2022年（令和4年）5月 9 日

### 請求の拡張申立書

大阪地方裁判所 第24民事部1係 御 中

原告訴訟代理人弁護士 江 上 武 幸



同 毛 利 倫



同 小 林 正 幸



同 青 木 歳 男



同 田 上 普 一



同 佐 藤 潤 一



同 鍋 島 典 子



頭書事件について、原告は、次のとおり請求の趣旨を拡張する。

## 第1 請求の拡張

### 1 請求の趣旨第1項を次のとおり拡張する。

「被告は原告に対し、金1億2486万5248円及びこれに対する訴状送達の日から支払済みまで年3分の割合による損害金を支払え。」

## 第2 請求の拡張の理由

### 1 はじめに

原告は、訴状の請求の趣旨第1項で「被告は原告に対し、金4120万6968円及びこれに対する訴状送達の日から支払済みまで年3分の割合による損害金を支払え。」との判決を求めた。その請求内容は、①廃業前の「押し紙」仕入代金相当損害金②弁護士費用相当損害金であるが、①に関しては、提訴時に原告の手元に資料が残っていた平成29年1月から平成30年6月の期間に限った損害金を請求しており、原告が販売店経営をはじめた平成24年4月から平成28年12月までの押し紙仕入代金相当損害金の請求は行っていなかった。

本件事件の係属後、原告及び被告の双方から証拠が提出される中で、原告が、販売店経営をはじめた平成24年4月から平成28年12月までの押し紙仕入部数が明らかとなった。また、訴状において当初から請求していた平成29年1月から平成30年6月までの押し紙仕入代金相当損害金にも誤りがあることが判明した。

そこで、今回、既に請求している平成29年1月から平成30年6月までの押し紙仕入代金相当損害金の訂正と、平成24年4月から平成30年6月までの全ての期間の押し紙仕入代金相当損害金の請求を行うこととした。

### 2 平成29年1月から平成30年6月までの押し紙部数の訂正

まず、訴状において請求していた平成29年1月から平成30年6月までの押し紙仕入代金相当損害金について訂正する。

訴状別紙の段階において、原告は、発証集計表（全集金人）（甲A2の1から同18）の読売新聞の正規部数、同補正部数及び読売新聞の即売部数の合計値に、その2%に相当する予備紙を加えて、必要部数を算定していた。例えば、平成29年1月の場合には、読売新聞の正規部数が1095部、補正部数

が50部及び読売新聞の即売部数が6部で、これらの合計値（実配数）は1151部、その2%に相当する予備紙は24部で、必要部数は1175部だと主張していた。

この点に関し、被告より、サービス紙の取り扱いについて、原告が、これを実配数に加えて主張するのか、あるいは、予備紙に加えて主張するのか、一貫した主張が行われていないという指摘を受けていた（被告準備書面(3)6頁～）。

そこで、改めて、原告において、サービス紙を経営に必要な部数として実配数に加えるのか、あるいは予備紙に加えるのか再検討をおこなった。

原告がY C大門駅前の引き継ぎを受けた際に、実配数にサービス紙を含めていたのは、原告が販売店の譲渡を受けた時点のY C大門駅前の経営に必要な部数の計算上、代償金を支払い、かつ、現に配達されているサービス部数も経営に必要な部数（実配数）に含めていたからである。

一方、訴状別紙一覧表の実配数にサービス紙を含めなかったのは、サービス紙は法的には公正競争規約・施行規則で禁止された「無代紙」であり、サービス期間中の部数は実配数には含めず、サービス期間経過終了後に実配数に含める扱いをおこなっていたからである。

しかし、今回、サービス紙が法令で禁止されている問題と、現実に営業のために配布が為されている問題とは次元が異なるため、被告との実益に乏しい論争を避けるために、本件訴訟においては、サービス紙も実配数に含めて損害額を算定し直すこととした。

以上の次第で、原告は、サービス紙を実配数に加えて必要部数（実配数+予備紙2%）を算定し、平成29年1月から平成30年6月までの必要部数と押し紙部数を、本書面別紙の押し紙一覧表のとおり訂正する。

### 3 請求を拡張する平成24年4月から平成27年6月までの押し紙部数

次に平成24年4月から平成27年6月までの押し紙部数について説明する。

まず、原告が販売店経営を開始した平成24年4月時点で、定数は1641部（甲A10の1の販売店経営内容調査表の左上の「当月発証」の「本紙（代理人注：読売新聞のこと）」の小計④の「取紙」の数字）で、実配数が876部（甲A4引継書の不動文字「(1)代償金〈内訳〉」の下の手書の引継部数の合

計 876 のこと) であり、その 2% に相当する予備紙を加えた必要部数は 894 部となるから、押し紙部数は 747 部となる (別紙の押し紙一覧表参照)。

平成 24 年 5 月は、根拠資料がないので、各部数については同年 4 月と同じ部数だと推計した。

翌月の平成 24 年 6 月から平成 27 年 2 月までは、原告が作成した販売店経営内容調査表 (甲 A10 の 1 から同 15) が、断続的に存在するので部数算定の根拠資料とした。

販売店経営内容調査表のうち、平成 24 年 6 月分 (甲 A10 の 1) と平成 25 年 1 月分 (甲 A10 の 4) を除いては、販売店経営内容調査表の左上の「当月発証」の「本紙 (代理人注: 読売新聞のこと)」の小計④の「取紙」の数字が定数で、その右横の「発証」の数字が、戸別配達部数である。

これに加えて、原告の販売店では、戸別配達に加えてコンビニで販売する「即売」部数も存在する。平成 24 年 4 月から平成 24 年 11 月までは、原告は大門駅前店だけを引継いで経営していたので、この間の即売部数については、引継書 (甲 A4) の不動文字「(1)代償金 (内訳)」の下の手書の「即売」に記載されている 5 部とした。平成 24 年 7 月に即していえば、定数が 1641 部で、戸別配達部数が 742 部 (甲 A10 の 2)、即売部数が 5 部で、これらを合計した実配数 747 部に、2% に相当する予備紙を加えた平成 24 年 7 月の必要部数は、762 部となる (別紙の押し紙一覧表参照)。

販売店経営内容調査表が存在しない月については、同表が存在する前後の月から各部数を推計した。

また、原告は、平成 24 年 12 月から大門駅前店に加えて大門店の経営も行っている。

経営統合後の平成 24 年 12 月の定数と戸別配達部数については、販売店経営内容調査表が存在する平成 25 年 2 月の各部数と同じ部数だと推計した (甲 A10 の 5)。即売部数については、経営統合後から廃業する平成 30 年 6 月まで、原告によると平均して 6 部だと記憶しているので、6 部とした。

販売店経営内容調査表が存在する最後の月である平成 27 年 2 月 (甲 A10 の 15) から、同年 6 月までについては、同年 2 月の状態が継続しているものとして推計した (別紙押し紙一覧表参照)。

#### 4 平成27年7月から平成28年12月までの押し紙部数

定数カードWeb報告システムにて、記載されている平成27年7月から平成28年12月までの実配数（戸別配達部数）については、真実の実配数（戸別配達部数）ではない（原告準備書面(6)第3、3「定数カードWeb報告システム」の実配数の記載について（同書面11頁以下）」参照）。

同様に定数カードWeb報告システムでは、即売部数が90部に固定されているが、先述したとおり、原告は、経営統合後から廃業する平成30年6月まで平均して6部だと記憶しているおり、即売部数が過大に記載されている。この90という即売部数は、被告の担当者が、当時、原告販売店で押し紙部数が増加していたので、少しでも被告本社に押し紙部数を少なく見せるために、真実は即売部数が6部ほどしか存在しないにもかかわらず84部も水増しして被告本社に報告させていたためである。

原告本人の実感としては、定数カードWeb報告システムの実配数（戸別配達部数）は、実際の実配数（戸別配達部数）よりも多い部数を記載していると感じているが、一方で、真実の実配数（戸別配達部数）を記録した資料がない。

ただ、少なくとも、この期間の定数2280部から、定数カードWeb報告システムで報告されている過大な実配数（戸別配達部数）に6部という即売部数を加えた合計部数（実配数）に、その2%に相当する予備紙の合計部数を控除した押し紙部数が存在していたことは明らかである。

〈計算式〉

定数2280部 - (過大な実配数 + 即売部数 + 2%に相当する予備紙) = 押し紙部数

そこで、定数カードWeb報告システムの記録が残っている平成27年7月から平成28年12月までは、定数カードWeb報告システム上の実配数を実配数（戸別配達部数）とみなして、それに、6部の即売部数と2%の予備紙を加えて、押し紙部数を推計した（別紙押し紙一覧表参照）。

#### 5 押し紙仕入代金相当損害金の算定

以上の作業を通じて原告が販売店経営を開始した平成24年4月から廃業した平成30年6月までの押し紙部数の合計は6万1528部となり、それに一部あたりの仕入単価1845円を乗じると、原告が支払った「押し紙」の仕入れ代金の総額は1億1351万9160円となる。

〈計算式〉

6万1528部（押し紙）×1845円（単価）＝1億1351万9160円

## 6 まとめ

よって、原告は、被告に対し、押し紙の仕入代金相当損害金総額1億1351万9160円につき、訴状で請求した3746万0880円を超える7605万8280円と、これに対する約1割の弁護士費用相当損害金760万円の合計8365万8280円について、請求金額を拡張する。

## 添付資料

### 1. 別紙 押し紙一覧表

以上

## 【別紙】押し紙一覧表

年月	定数 (供給部数)	個別配達数	即売部数	実配数 (個別配達+即売)	必要部数 (実配数+予備紙 2%)	押し紙 (定数-必要部数)	押し紙率 (押し紙/ 定数)
平成24年4月	1641	871	5	876	894	747	46%
平成24年5月	1641	871	5	876	894	747	46%
平成24年6月	1641	871	5	876	894	747	46%
平成24年7月	1641	742	5	747	762	879	54%
平成24年8月	1641	742	5	747	762	879	54%
平成24年9月	1641	742	5	747	762	879	54%
平成24年10月	1641	742	5	747	762	879	54%
平成24年11月	1641	742	5	747	762	879	54%
平成24年12月	2282	1466	6	1472	1501	781	34%
平成25年1月	2282	1466	6	1472	1501	781	34%
平成25年2月	2253	1466	6	1472	1501	752	33%
平成25年3月	2253	1465	6	1471	1500	753	33%
平成25年4月	2253	1471	6	1477	1507	746	33%
平成25年5月	2253	1479	6	1485	1515	738	33%
平成25年6月	2260	1479	6	1485	1515	745	33%
平成25年7月	2260	1500	6	1506	1536	724	32%
平成25年8月	2260	1500	6	1506	1536	724	32%
平成25年9月	2261	1500	6	1506	1536	725	32%
平成25年10月	2261	1506	6	1512	1542	719	32%
平成25年11月	2261	1506	6	1512	1542	719	32%
平成25年12月	2270	1506	6	1512	1542	728	32%
平成26年1月	2270	1521	6	1527	1558	712	31%
平成26年2月	2270	1521	6	1527	1558	712	31%
平成26年3月	2270	1521	6	1527	1558	712	31%
平成26年4月	2270	1500	6	1506	1536	734	32%
平成26年5月	2270	1500	6	1506	1536	734	32%
平成26年6月	2270	1500	6	1506	1536	734	32%
平成26年7月	2270	1500	6	1506	1536	734	32%
平成26年8月	2270	1500	6	1506	1536	734	32%
平成26年9月	2270	1500	6	1506	1536	734	32%
平成26年10月	2270	1500	6	1506	1536	734	32%
平成26年11月	2270	1500	6	1506	1536	734	32%
平成26年12月	2270	1500	6	1506	1536	734	32%
平成27年1月	2270	1500	6	1506	1536	734	32%
平成27年2月	2280	1460	6	1466	1495	785	34%
平成27年3月	2280	1460	6	1466	1495	785	34%
平成27年4月	2280	1460	6	1466	1495	785	34%
平成27年5月	2280	1460	6	1466	1495	785	34%
平成27年6月	2280	1460	6	1466	1495	785	34%
平成27年7月	2280	1420	6	1426	1455	825	36%
平成27年8月	2280	1420	6	1426	1455	825	36%
平成27年9月	2280	1420	6	1426	1455	825	36%
平成27年10月	2280	1420	6	1426	1455	825	36%
平成27年11月	2280	1420	6	1426	1455	825	36%
平成27年12月	2280	1434	6	1440	1469	811	36%
平成28年1月	2280	1498	6	1504	1534	746	33%
平成28年2月	2280	1488	6	1494	1524	756	33%
平成28年3月	2280	1498	6	1504	1534	746	33%
平成28年4月	2280	1498	6	1504	1534	746	33%
平成28年5月	2280	1498	6	1504	1534	746	33%
平成28年6月	2280	1498	6	1504	1534	746	33%

年月	定数 (供給部数)	個別配達数	即売部数	実配数 (個別配達+即売)	必要部数 (実配数+予備紙 2%)	押し紙 (定数-必要部数)	押し紙率 (押し紙/ 定数)
平成28年7月	2280	1498	6	1504	1534	746	33%
平成28年8月	2280	1498	6	1504	1534	746	33%
平成28年9月	2280	1498	6	1504	1534	746	33%
平成28年10月	2280	1498	6	1504	1534	746	33%
平成28年11月	2280	1498	6	1504	1534	746	33%
平成28年12月	2280	1498	6	1504	1534	746	33%
平成29年1月	2280	1373	6	1379	1407	873	38%
平成29年2月	2280	1322	6	1328	1355	925	41%
平成29年3月	2280	1307	6	1313	1339	941	41%
平成29年4月	2280	1281	6	1287	1313	967	42%
平成29年5月	2280	1276	6	1282	1308	972	43%
平成29年6月	2280	1273	6	1279	1305	975	43%
平成29年7月	2280	1254	6	1260	1285	995	44%
平成29年8月	2280	1256	6	1262	1287	993	44%
平成29年9月	2280	1251	6	1257	1282	998	44%
平成29年10月	2280	1245	6	1251	1276	1004	44%
平成29年11月	2280	1247	6	1253	1278	1002	44%
平成29年12月	2280	1246	6	1252	1277	1003	44%
平成30年1月	2280	1248	6	1254	1279	1001	44%
平成30年2月	2280	1215	6	1221	1245	1035	45%
平成30年3月	2280	1205	6	1211	1235	1045	46%
平成30年4月	2280	1183	6	1189	1213	1067	47%
平成30年5月	2280	1176	6	1182	1206	1074	47%
平成30年6月	2280	1164	6	1170	1193	1087	48%
合計	165,527	101,518	442	101,960	103,999	61,528	37%